

令和3年11月教育委員会定例会会議事録

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 招集年月日 | 令和3年11月11日（木）午前10時05分 | |
| 2 | 招集場所 | 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室 | |
| 3 | 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
三番委員
四番委員 | 大場 健哉
荒 明 美恵子
大森 佳彦
遠藤 一幸
高橋 明子 |
| 4 | 出席職員 | 教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
文化課長補佐 | 佐野 仁美
穴澤 正志
佐藤 洋
松崎 裕美
栗城 由紀
小荒井 浩
塚原 和憲
油井 弘美
高橋 淳
鈴木 美智子
片岡 洋 |
| 5 | 閉会 | 午後0時05分 | |

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育総務課長

おはようございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の差し替えと追加のほうをお願いしたいと思います。机のほうに配付をさせていただきました。令和3年11月教育委員会定例会資料についてをご覧いただきたいと思います。

1つ目といたしまして、資料の表紙の差し替えでございます。7番の審議事項、議案24号を追加しているため、差し替えのほうをお願いいたします。

2つ目といたしまして、7の審議事項の追加、議案第24号、ページでいいますと25－1ページ、それから、別冊のほうを追加ということをお願いをいたします。

3つ目になります。8の協議事項の追加で、協議の第4号、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についての別紙を追加しておりますので、よろしくをお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

それでは、ただいまより令和3年11月の教育委員会定例会を始めたいと思います。

開会時刻であります、午前10時05分ということでお願いいたします。

教育長

初めに、会期の決定であります、会期につきましては、本日1日としたいと思います、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということでありますので、会期につきましては本日1日といたします。

続いて、書記の指名に移りますが、書記につきましては教育総務課の課長補佐塚原さんをお願いしたいと思うんですが、これにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでありますので、書記については、教育総務課課長補佐の塚原さんよろしくをお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、会議録の承認に移ります。
お手元に9月の会議録が届いていると思うんですが、その会議録につきまして、ご異議等ございましたらお願いいたします。
ご異議ございませんか。
＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということですので、会議録につきましてはお手元にあるとおり承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 続いて、5番の報告事項に入ります。
最初に、(1)、(2)通じてですが、報告事項のほうの加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正ありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、(1)の行事等の報告に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 説明に入ります前に、本日、事務局側、教育部長所用にて欠席でございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、1ページをお開き願います。
行事等の報告について申し上げます。
前回10月の定例会開催日の10月21日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり11件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
以上で行事等の報告の説明を終わります。

教育長 ただいま事務局より説明ございましたが、この内容等につきまして何かございましたらお願いいたします。
ご異議ございませんか。
＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、行事等の報告につきましてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第25号 共催及び後援の承認について

教育長 続きまして、(2)の教育長の報告に移ります。
報告第25号共催及び後援の承認についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

2 ページをお開き願います。

報告第25号共催及び後援の承認についてでございますが、10月定例会以降、共催を1件、後援を3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

学校教育課長

それでは、3 ページをお開き願います。

学校教育課の共催1件についてご報告申し上げます。

ナンバーの1、令和3年11月12日から15日までの期間において、喜多方市厚生会館を会場に、喜多方市文化祭が開催される予定でございます。習字や絵画等の展示がございます。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管分の後援をご説明申し上げます。

まず、ナンバー1の後援についてでございますが、事業名につきましては、福島県立喜多方桐桜高等学校吹奏楽部第12回定期演奏会で、開催日につきましては10月31日で、以下記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー2の後援でございますが、事業名は、名作こども映画会「がんばれスイミー」で、開催日につきましては11月27日。この映画につきましては、喜多方プラザ小ホールにて実施されます。この映画でございますが、文部科学省推奨映画でございまして、子供たちに感動を与え、健やかに育つことを目的に全国の公共施設において上映会を実施しているものでございます。以下の記載内容でございます。

次に、ナンバー3の後援でございますが、こちらは事業名が、ドキュメンタリー映画で「奇跡の小学校の物語」でございます。開催日につきましては12月2日、この映画につきましては、喜多方プラザ大ホールにて、昼の部、夜の部、2回にわたり実施いたします。この映画につきましても、文部科学省選定映画でございまして、廃校を宣言された小学校が地域住民や行政と一体になって再生した映画でございます。子供たちの生き生きとした姿を映し出した映画でございます。以下、記載の内容でございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありました。共催1件、後援3件の件でございますが、この内容等についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、この件についてはこの程度といたします。

以上で報告事項のほうは終わります。

6 承認事項

承認第3号 令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）の承認について

教育長

続いて、6番の承認事項に入りますが、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆訂正等ありませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長

それでは、承認第3号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）の承認についてを取り上げます。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

4ページをお開き願います。

承認第3号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）の承認についてであります。令和3年11月市議会臨時会に提案いたしました令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したものでございます。

今回の補正予算につきましては、小規模特認校制度の導入に伴います準備のための経費、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費について予算の補正を行ったものでございます。

この補正予算につきましては、去る11月9日召集の令和3年第8回喜多方市議会臨時会に提案したものであり、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理して処理しましたので、同規則第3条第2項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明をさせていただきます。

学校教育課長

初めに、学校教育課でございます。

5ページをお開き願います。

歳出の義務教育運営経費の2項目につきましては、小規模特認校に係る計上でございます。

まず初めに、ICT教育先進地視察として、県内でも先進的な取組をしている新地町への旅費を新たに1万5,600の計上でございます。内訳は、上三宮小学校教員、それから、学校教育課の課員でございます。

次に、需用費、印刷製本費といたしまして、小規模特認校募集用パンフレット印刷費を新たに9万9,000円の計上です。配布内訳は、未就学児、市内小学校1年生、6年生等ございまして、パンフレットの内容は募集要項、特色ある教育活動の紹介、説明会のお知らせ等でございます。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長

次に、生涯学習課分をご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

スポーツ振興経費425万4,000円の追加の補正でございますが、委託料337万7,000円の計上につきましては、スポーツイベント検索エントリーWEBサイト作成業務委託料の追加の計上でございます。

内容等につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、市民の感染リスクの低減や申請手続きの利便性を図るため、スポーツイベントやスポーツ教室におけます参加の申込みや参加料の納入などをインターネット、スマートフォンを使って手続きができるよう、専用のウェブサイトを構築するための委託料の計上でございます。

その下でございます。備品購入費78万7,000円の計上につきましては、ニュースポーツ用具購入一式でございます。ニュースポーツにつきましては、障害者を含む幅広い年齢層の方々に気軽に楽しんでもらえるスポーツでございまして、コロナ課の影響によりまして市民のスポーツ活動が低下している状況であることから、密にならずに少人数でも気軽に運動ができるポッチャなどの記載の用具の購入でございます。

生涯学習課は以上でございます。

中央公民館長

私からは中央公民館所管分をご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

歳出になります。社会教育推進経費25万5,000円及び公民館運営経費119万円の補正であります。新型コロナウイルス感染対策として非接触式の検温器を設置するための備品購入費の計上で、社会教育推進経費は勤労青少年ホーム、勤労青少年体育センター及びカイギウランドたかさとにそれぞれ1台ずつ、公民館運営経費は既に設置してございます中央公民館以外の14の公民館にそれぞれ1台ずつ設置するための補正でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいま、事務局よりの説明がありました。

それぞれ3課からの今回の補正の説明であったわけですが、どの課のでも構いませので、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

す。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということですので、承認第3号については、この書面のとおりに承認することといたします。ありがとうございます。

7 審議事項

議案第21号 令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）について

教育長

続いて、7番の審議事項に移ります。

内容に入ります前に、全体的に加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆訂正等ありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議案の第21号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

8ページをお開き願います。

議案第21号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）についてであります。令和3年12月市議会例例会に提案いたします令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明をさせていただきます。

まず、教育総務課の補正予算について説明をいたしますので、9ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございますが、教育費寄附金の7万円の増額は、教育振興のため2件の寄附があったことによる補正でございます。

次に、教育振興基金繰入金の3万円の減額は、事業費の確定に伴います基金充当額の補正であります。

次に歳出をご覧ください。

まず、教育委員会運営経費は、24万7,000円の減額であります。その内容につきましては、旅費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議、研修会、先進地視察研修を中止したことにより補正であります。

次に、教育委員会事務局管理経費は、40万8,000円の減額であります。その内容につきましては、旅費31万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議、先進地視察研修を中止したことによるもの、指導主事の赴任旅費の非該当に伴う補正であります。

役務費15万4,000円の減額は、スクールバス購入の諸経費の確定に伴う補正であります。

積立金7万円の増額は、歳入でご説明を申しあげました寄附金2件を教育振興基金に積み立てるための補正であります。

公課費8,000円の減額は、スクールバス購入の諸経費の確定に伴う補正であります。

次に、小学校管理経費は、232万3,000円の増額であります。その内容につきましては、需用費の燃料費46万2,000円の増額は、燃料単価の上昇に伴います補正であります。

修繕料500万円の増額は、小学校施設・設備の急破修繕に不足が見込まれるための補正であります。

次ページ、10ページをご覧ください。

委託料62万2,000円の減額は、第3小学校暖房設備改修工事設計業務委託料の確定に伴う補正であります。

使用料及び賃借料91万8,000円の減額は、エアコン発電機賃借料及び複写機・印刷機リース料の確定に伴う補正であります。

工事請負費159万9,000円の減額は、豊川小学校プール改修工事費の確定に伴う補正であります。

次に、児童参加費負担軽減対策経費は、35万3,000円の減額であります。音楽祭参加補助金の執行見込みによる補正であります。

次に、中学校管理経費は、270万1,000円の増額であります。その内容につきましては、需用費の燃料費42万4,000円の増額は、燃料単価の上昇に伴う補正であります。

修繕料300万円の増額は、中学校施設・設備の急破修繕に不足が見込まれるための補正であります。

使用料及び賃借料35万3,000円の減額は、エアコン発電機賃借料及び複写機・印刷機リース料の確定に伴う補正であります。

工事請負費37万円の減額は、塩川中学校校舎前駐車場舗装工事費の確定に伴う補正であります。

次に、生徒参加費負担軽減対策経費は、345万8,000円の減額であり、中体連等参加補助金の執行見込みに伴います補正であります。

教育総務課分は以上でございます。

学校教育課長

続いて、学校教育課です。

11ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

教育費県補助金、小中学校費補助金として被災児童生徒の転出に伴う減額15万6,000円であります。

次に、雑入として、小学校陸上競技大会の中止に伴う減額2万円で

あります。

次に、歳出であります。義務教育運営経費報奨費として、小学校陸上競技大会の中止に伴う減額 1 万円。

次に、需用費、消耗品費として減額11万5,000円、食糧費の減額3,000円、印刷製本費の減額 3 万5,750円、次に、役務費として通信運搬費の減額1,600円であります。

次に、使用料及び賃借料として、指導者用タブレットの執行額確定に伴う減額159万5,000円でございます。小学校陸上競技大会の中止に伴うバス代の減額41万9,100円であります。

次に、備品購入費、庁用備品費、小学校備品として、教材・教具・管理備品の執行額確定に伴う減額13万965円、同じく教育振興基金による執行額確定に伴う減額 2 万2,934円、同じく塩川小学校の令和 4 年度のクラス増設に伴う備品購入一式として135万7,469円の計上でございます。

次に、中学校備品として、教材・教具・管理備品の執行額確定に伴う減額 4 万1,070円、同じく塩川中学校のシュレッダー故障に伴う購入の計上23万1,000円、同じくプロジェクター等の執行額確定に伴う減額13万2,000円、同じくマグネットスクリーン執行額確定に伴う減額 1 万6,500円であります。

次に、補償補填及び賠償金、授業目的公衆通信補償金の執行額確定に伴う減額21万2,406円であります。

なお、授業目的公衆通信補償金制度とは、学校等の教育機関の授業で予習、補習に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を政との端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなど、個別に著作権等の承諾、許可を得ることなく行うことができるようになるものであり、利用に当たっては、制度を利用する教育機関の設置者が補償金を支払うことが必要となっているものでございます。

では、12ページをご覧ください。

学校保健管理経費の需用費、消耗品費として、プール等薬剤の執行額確定及び執行見込額精査による減額13万5,520円。

次に、役務費、手数料として、小中学校プール水質検査業務執行額確定に伴う減額21万1,860円、同じく尿検査手数料執行額確定に伴う減額22万4,642円であります。

次に、業務委託料としてオージオメーター校正業務執行額確定に伴う減額 2 万6,620円。

次に、負担金として、県教職員人間ドック健診料一部負担金執行額確定に伴う減額63万7,670円。

次に、指導推進費、非常勤職員報酬として、加納小学校の臨時講師

雇用に伴う増額152万2,050円。

次に、報償費として、喜多方っ子の「夢」実現事業執行額確定に伴う減額2万円であります。

次に、費用弁償として、小学校臨時講師雇用に伴う増額9万1,707円、同じく、喜多方っ子の「夢」実現事業執行額確定に伴う減額1万720円であります。

次に、事業費、消耗品費として、喜多方っ子の「夢」実現事業執行額確定に伴う減額4万810円、同じく食糧費の減額2,000円、同じく印刷製本費の減額2,000円、同じく委託料の減額2万円、同じく使用料及び賃借料としてのバス代の減額106万9,000円であります。

13ページをお開き願います。

次に、児童保護者負担軽減経費、扶助費として被災児童の転出に伴う減額6万7,188円であります。

次に、記載間違っていました、申し訳ございません。児童保護者と書いてありますが、生徒でございました、申し訳ございません。生徒保護者負担金軽減経費、扶助費として被災生徒の転出に伴う8万9,610円であります。

次に、学校給食経費、需用費の消耗品費として、学校給食用食器購入の執行額確定に伴う減額117万5,240円、同じく燃料費として重油単価上昇に伴う増額86万9,000円、同じく灯油単価上昇に伴う増額9万円、同じく光熱水費として塩川小学校給食室上水道配管分岐に伴う増額45万9,000円、同じく修繕料として、山都学校給食センターの調理室手洗い器の修繕に伴う増額5万50円、同じく高郷学校給食センターの消毒保管庫修繕に伴う増額7万1,000円であります。

次に、業務委託料として、塩川中学校栄養士業務委託執行額確定に伴う減額107万9,100円。

次に、使用料及び賃借料として、塩川小学校給食室下水道配管分岐に伴う増額46万1,314円。

次に、庁用備品として塩川小学校の食器消毒保管庫の執行額確定に伴う減額47万7,600円であります。

学校教育課は以上であります。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管分のご説明申し上げますので、14ページをお開き願います。

まず、債務負担行為についてであります、山都公民館設計業務委託料につきましては、発注時期の平準化を図るため設定するものであり、期間につきましては令和3年度から令和4年度までで、限度額につきましては4,300万円となります。

なお、山都公民館整備につきましては、後ほどの8の協議事項の中

で新山都公民館整備基本構想（案）についてご説明申し上げたいと思います。

その下になりますが、市民プール修繕につきましても、発注時期の平準化を図るため設定するものであり、令和4年6月の営業開始に間に合うように債務負担行為を設定するものでございます。修繕の内容等につきましては、循環ろ過装置配管の敷設替え及び25メートルと50メートルプールのサイドの縁周りの修繕、それと、管理棟の屋根塗装修繕になります。期間につきましては令和3年度から令和4年度までで、限度額につきましては787万7,000円となります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

総合体育施設整備基金繰入金7万2,000円の減額補正であります。押切川公園体育館卓球台10台購入に伴います請差の減額の計上、それと、スポーツ振興基金繰入金222万6,000円の減額補正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による記載の大会等が中止となったことに伴う減額の計上でございます。

次に、歳出についてであります。生涯学習諸費29万2,000円の減額補正であります。旅費27万9,000円の減額は、費用弁償及び普通旅費につきましては、コロナ禍の影響により各種大会が中止となったことによる減額の計上。

需用費消耗品1万3,000円の減額は、旅費と同様にコロナ禍の影響により福島県社会教育研究大会が中止となったことによる減額の計上。

生涯学習施設管理経費282万5,000円の追加の補正であります。修繕料につきましては、建築基準法定期報告の指摘事項に基づきます修繕費の計上で、勤労青少年ホームほか8か所の非常用照明器具等の修繕費の計上でございます。

15ページをお願いいたします。

中ほど、中段から下のほうになりますが、岩月夢想館につきましては、消防設備点検によります感知器及び避難誘導灯の不具合による修繕費の追加の計上、さらに、熊倉公民館及び山都公民館の照明器具破損による修繕費の追加の計上、そのほか14公民館の急破修繕の追加の計上でございます。

その下になります。青少年健全育成経費7万5,000円の減額補正であります。普通旅費3,000円の減額は、少年の主張福島県大会が中止となったことによる減額の計上。

負担金補助及び交付金7万2,000円の減額であります。負担金は少年センター連絡協議会負担金等がコロナ禍の影響により負担金の徴収免除による減額の計上。

16ページをお願いいたします。

補助金につきましては、全国ボランティア・フォーラム参加助成金がコロナ禍の影響により補助金が徴収免除になったことによる減額の計上でございます。

スポーツ振興経費14万4,000円の減額でございますが、旅費7万8,000円の減額はスポーツ推進員各種研修会等が中止となったことによる減額の計上。

備品購入費8万5,000円の減額は、非接触式感知器購入の請差の計上。

負担金補助及び交付金1万9,000円の追加の計上は、スポーツ少年団県大会補助金及び全国スポーツ大会出場補助金の追加の計上、それとスポーツ少年団補助金確定見込みによる減額の計上でございます。

ボートのまちづくり振興経費530万2,000円の減額補正であります。が、報償費1万円の減額は、全国市町村交流レガッタ中止に伴います減額の計上。

旅費183万8,000円の減額は、友好都市スポーツ交流事業で、こちらについては千葉県の香取市になりますが、こちらのほうも中止、全国市町村レガッタ、こちらは鹿児島県の薩摩川内市になりますが、こちらについてもコロナ禍により中止、それと、全国ボート所在市町村協議会首長会議、こちらが青森県のむつ市で行われる予定でしたが、こちらでも中止による減額の計上。

それと、通信運搬費6万1,000円の減額は、各種大会中止に伴います大会用オールの送料の減額の計上。

委託料280万7,000円の減額は、全国市町村レガッタ中止に伴います参加選手支援業務委託料の減額の計上。

17ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金58万6,000円の減額補正であります。が、負担金18万6,000円の減額は、全国ボート所在市町村協議会加盟負担金等の減額の計上及び大会等中止に伴う減額の計上。

補助金40万円の減額は、喜多方シティレガッタ中止に伴う補助金の減額の計上。

ホストタウン推進経費863万3,000円の減額補正であります。が、消耗品41万4,000円の減額は、各種交流イベント等中止に伴います消耗品の減額の計上。

その他保険料51万円の減額は、各種交流イベント中止に伴います参加者傷害保険料の減額の計上でございます。

業務委託料730万円の減額補正は、各種交流事業の見直しに伴います減額の計上。

文化課長

使用料及び賃借料37万9,000円減額は、東京オリンピック・パラリンピックボート競技観戦中止に伴いますバス借上料の減額の計上。

体育館管理経費4万1,000円の追加の補正でございますが、消耗品4万7,000円の計上は、塩川体育館、こちら水銀灯が破損したことに伴います追加の計上。

修繕料13万8,000円の計上につきましては、押切川公園体育館地下機械室排水ポンプ故障に伴います修繕費の追加の計上。

それと、庁用備品費14万4,000円の減額補正は、押切川公園体育館卓球台10台購入に伴います請差の減額の計上でございます。

生涯学習課分については以上でございます。

文化課所管分の補正予算についてご説明いたしますので、18ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入ですが、国庫補助金、社会教育費補助金20万円の減額につきましては、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の減額で、歳出でご説明いたしますが、伝建地区の修理修景事業について変更があったことによる国庫補助の減額であります。

次に、委託金、社会教育費委託金790万6,000円の減額につきましては、駒形第3地区発掘調査の事業計画の内容変更に伴う委託金の減額であります。

次に、寄附金、社会教育費寄附金5万円の計上につきましては、文化振興への寄附の申出があったことによる計上であります。

次に、歳出をご説明いたします。

文化振興諸費、積立金5万円の計上は、歳入でご説明いたしました寄附金について、文化振興基金に積み立てるものでございます。

次に、美術館運営経費、工事請負費9万6,000円の減額は、美術館高压受電設備改修工事並びに美術館第2展示室建屋修繕工事の事業費確定に伴う減額であります。

次に、文化財保護費47万2,000円の減額のうち普通旅費は新型コロナウイルス感染症の影響で記載の研修会の実施がオンラインになったこと及び研修会が中止になったことによる16万4,000円の減額。

負担金補助及び交付金30万8,000円の減額につきましては、伝建地区の修理修景事業に係る補助金で、141万7,000円の追加計上につきましては、現在、修理工事をしている住宅について、追加で補強工事が必要になりまして、文化庁の補助対象にも該当したことから計上するもので、172万5,000円の減額につきましては、修景事業の対象となっていた方の意向により事業が取下げになったことによる減額でございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査経費921万5,000円の減額のうち、委託料

891万8,000円の減額につきましては、次ページをお開き願います、藤権現遺跡土地取得に係る不動産鑑定評価業務委託料及び黒瀬館跡発掘調査空中写真撮影遺構図化業務委託料の事業費確定による減額であります。

次に、埋蔵文化財発掘調査受託経費890万2,000円の減額のうち、業務委託料847万円の減額につきましては、駒形第3地区発掘調査業務委託料の事業費確定に伴う減額、使用料及び賃借料43万2,000円につきましては、駒形第3地区発掘調査業務の軽自動車及び遺構実測システム、エアコンの借上料の事業費確定による減額であります。

文化課分は以上です。

中央公民館長

私からは中央公民館所管分をご説明申し上げますので、20ページをご覧ください。

歳出のみとなっております。

社会教育推進経費105万4,000円の減額補正であります。報償費23万4,000円の減額は、講座および陸上教室事業の中止による減額、燃料費1万9,000円の増額は、勤労青少年ホームほか施設に係る灯油の単価上昇による増額、印刷製本費6万9,000円の減額は、生涯学習推進特別事業に係るポスター等の印刷の確定による減額、広告料6,000円の減額は、秋の喜多方長床ウォーク事業中止による減額、補助金76万4,000円の減額は、こども駅伝及び長床ウォーク事業中止による減額でございます。

次に、喜多方プラザ管理経費4万8,000円の減額補正であります。庁用備品費で会議用テーブル購入額の確定による減額でございます。

次に、公民館運営経費23万7,000円の補正であります。報償費9万1,000円の減額は公民館の講座、教室等中止による減額、普通旅費17万5,000円の減額は、公民館職員の研修及び講座等の中止による減額、燃料費50万3,000円の増額は、公民館で使用する灯油の単価上昇による増額でございます。

次に、図書館運営経費8,000円の減額補正であります。庁用備品費で図書館に係る記載の備品費の額の確定による減額でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

今、それぞれ各課から説明があったわけでありましたが、区切って進めていきたいと思っております。

それでは、9ページにお戻り願って、最初に教育総務課分、9ページ、10ページですが、この中でご意見、ご質問あったらお願いいたします。

ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議ないということですので、続いて、学校教育課分、11ページから13ページですが、ここについてご意見、ご質問等あったらお願いします。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議ないということですので、続いて、生涯学習課分、14ページから17ページまでですが、この間で何かあったらお願いいたします。

よろしいですか。

では、文化課分で18ページ、19ページ、この中で何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

では、最後になりますが、中央公民館、20ページであります、この中でご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

全体的に何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。

特にございませんか。

高橋委員

質問なんです、コロナ関係でいろいろな事業が中止になったり、あと会議に出席する旅費などがリモート会議になったために減額になるというのは理解できるんですが、そのほかの分でも減額というのがちょっと多いなと思うんですが、その分、いろいろな理由があるとは思いますが、次年度予算取るとき、またちゃんと取れるのかなというのがちょっと心配なんです、大丈夫ですか。

教育総務課長

コロナ以外の減額というご質問でございました。令和3年度予算ですけれども、4月からいろいろな事業を執行してまいりまして、工事ですとか、委託ですとか、事業、12月になってきますと事業のほうも完了というのの中には出てきますので、そういったことで減額補正をするというのが12月、それから、今後の3月補正では多くなってくるというような状況でございます。

教育長

来年度の予算に向けては。

教育総務課長

来年度の予算についてのご質問でございますが、来年度の予算につきましては、やはり必要な経費は必要な予算を上げるということで、もちろん来年度に必要な事業として当初予算のほうで各課で計上していくという考えでございますので、減額補正をしたからといって来年に響くというようなことはございませんので、よろしく願いしたいと思います。

教育長 よろしいですか。
 ほかにございますでしょうか。
 よろしいですか。
 <なしの声あり>

教育長 ほかに特にないということですので、議案第21号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）についてはこのとおり可決することといたします。

議案第22号 喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長 続いて、議案第22号に移ります。喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱についてを上げます。

説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、21ページをお開き願います。

議案第22号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱についてであります。

喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員を解嘱及び委嘱したいとするものであります。

なお、提案理由につきましては、委員の退任により残留期間について新たに委員を委嘱しようとするものであります。

解嘱する委員及び解嘱日につきましては記載のとおりであります。また、解嘱に伴い委嘱する候補者及び任期につきましては、記載のとおりであります。

ご審議につきましてよろしくをお願いいたします。

以上であります。

教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、この件につきましてご異議等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということで、それでは、議案第22号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱についてはこのとおり可決することといたします。

議案第23号 喜多方市指定文化財の指定に係る諮問について

教育長

続いて、議案の第23号を取り上げます。喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてであります。

説明をお願いいたします。

文化課長

議案第23号についてご説明いたしますので、22ページをお開き願います。

喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてでございます。喜多方市文化財保護条例第23条第3項の規定に基づき、下記の文化財について意見を求めるため、喜多方市文化財保護審議会へ諮問したいとするものです。

まず、文化財の名称及び所在地ですが、文化財の名称につきましては、中村の彼岸獅子、所在地につきましては、喜多方市松山町鳥見山、行政区は中村と百目二貫分になります。所有者の名前または名称及び住所につきましては、所有者の名称が中村彼岸獅子保存会、住所については記載のとおりでございます。

文化財の概要につきましては、次ページでご説明いたします。

23ページをお開き願います。

中村の彼岸獅子について記載をしております。

まず、1段目のところでは由来について記載をしております。

2段目ですが、県内の獅子舞の多くは五穀豊穡や悪霊退散を祈願して行われるもので、当地のお札にあるように火伏の信仰が含まれるということは非常に珍しいということです。

毎年3月21日及び春彼岸中の日曜日の2日間にこの舞が行われます。獅子舞は松山町中村、百目二貫分行政区全戸、69戸になりますが、で構成される中村彼岸獅子保存会によって継承されております。

獅子舞につきましては、大夫獅子、雌獅子、雄獅子の3名によって行われます。衣装などについては記載のとおりでございます。

次の段ですが、中村の彼岸獅子は、会津の春の訪れを告げ、長く継承されている喜多方市を代表する鞆鼓獅子舞、鞆鼓獅子舞というのは腰に太鼓をつけて舞う獅子舞のことで、下柴とともに中村の獅子舞は会津の自然、風土を反映した風格のある舞いであり、会津の彼岸獅子の原型であります。また、関係記録や古い獅子頭や衣装が保管されており、獅子舞と合わせて大事に保存継承すべきであり、すみません、「であり」を足していただきたいと思います。長く伝えていく価値があるものでございます。

獅子頭の写真等について24ページに記載をしております。この中村の彼岸獅子については、文書資料は少ないのですが、上の右側の獅子頭、これはかなり古いものでありまして、こういうものが保存されているということは、非常に珍しいことで、非常に貴重なことだ

ということでございます。

説明につきましては以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、このことについてご異議等ございましたらお願いいたします。

私から一つ、これ写真のところ、24ページだけど、保管されている獅子頭というのは、これは現在使っている獅子頭ではないんですね。

文化課長

現在使われている獅子頭につきましては、左の写真になります。昔使われていたものがその右のほうになりまして、大分変っている、その当時のいろいろなやり等も加味しながら、少し顔も変わってきたようございまして、現在使われているのは左のほうの写真の獅子頭になります。

教育長

もともとの獅子頭なんですね。

文化課長

もともとの獅子頭になると思います。

教育長

ありがとうございます。

すみません、私のほうから質問してしまいましたが、ほかにございますか。

よろしいですか。

高橋委員

この中村彼岸獅子保存会について質問なんですが、恐らく地域の方々、69戸ということで、69戸でしたか、書いてありますが、活動されていると思うんですが、恐らくどこもそうかなと思うんですが、高齢化とか、後継者不足とかといったことが、大丈夫なのかなと、ちょっと心配なんです、その辺はいかがなんでしょうか。

文化課長

後継者ということでございますが、やはり中村の彼岸獅子につきましても、活動されている方は高齢化大分進んでいるということでございますが、この彼岸獅子につきましては、保存会を部会ごとに構成し直して、しっかり継承していこうという取組が始まっております。公民館、それから学校と連携した取組も進んでおりまして、今年度につきましては、来年の1月から公民館、学校と連携したこの中村彼岸獅子についての学校での取組が始まるということです。保存会の方にお伺いしました。やはりかなり継承については高齢化しているので難しいということではありましたが、松山に限定せずに団員を募集したり、男性に限定せずに女性の団員を募集したりというような新しい取組もしたいということでございましたので、一生懸命頑張って保存されている団体でございます。

教育長

よろしいですか。学校、公民館も関わってくるということで、少子高齢化が進む中では望ましい形かなとは思いますが。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

では、特に異議がないということですので、議案第23号喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてについては、このとおり可決することといたします。

議案第24号 令和2年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価について

教育長

続いて、議案第24号を取り上げます。

令和2年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価についてを取り上げます。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第24号をご説明いたしますので、本日配付いたしました25ー1、それから、点検・評価報告書のほうをご用意いただきたいと思えます。

議案第24号令和2年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、令和2年度における喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行いまして、過半、学識経験者の知見といたしまして、喜多方市教育振興基本計画審議会の意見をいただいたところでございます。その意見を踏まえまして、教育委員会としての点検・評価を総括し、報告書を作成したいとするものでございます。

別冊として配付しております点検・評価報告書（案）によりご説明をいたしますので、ご用意のほうをお願いいたします。

報告書（案）の2ページのほうをお開き願います。

（４）の学識経験者の知見についてでございますが、点検・評価を行うにおきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定によりまして、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

本市の教育委員会では、教育委員会としての内部評価を示した上で、教育振興基本計画審議会に諮問をし、計画の基本目標ごとの意見と総括的な意見をまとめた答申をいただき、その答申を踏まえて教育委員会としての点検・評価を総括することとしております。

教育委員会としての内部評価につきましては、10月の教育委員会定例会において行いましたので、これにつきまして教育振興基本計画審議会のほうに去る11月1日に諮問をしまして、1日及び5日の2回に

わたりましてご審議のほうをいただいたところでございます。

それから、11月9日にこの点検・評価に関し意見、答申をいただいたところでございます。

なお、審議会の委員につきましては、記載のとおり12名の方でございまして、11月1日の審議会におきまして、会長には記載の方が選出されまして、会長の指名によりまして職務代理者の方には記載の方が選出されたところでございます。

審議会からいただきました意見につきましてご説明をいたしますので、報告書の49ページお開き願います。

まず、基本目標ごとにいただいた意見についてご説明をいたします。

基本目標Ⅰ、全ての子どもの「生きる力」を育むに関する審議会の意見を申し上げます。

50ページをお開き願います。

教育振興基本計画審議会からの意見のところをご覧ください。

読み上げての説明とさせていただきます。

「自分には良いところがある」と回答した割合、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した割合の各指標からは、小学校における指標の伸び悩みが中学校において落ち込んでいると見受けられる。小中学校それぞれにおける学校生活や授業形式などが違う現状を踏まえ、これらに配慮した小中学校間の指導の連携をさらに深めていただきたい。

小中学校における学力向上に向けた取組については、従来の一問一答型の授業から児童生徒の主体的、対話的、協働的な授業改善など工夫が図られているところであるが、全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学における全国平均との比較の指標からは、よい成果が得られていない状況にある。他市・他県における学力向上対策について調査・比較・分析し、他市・他県における効果的な取組については、本市においても取り入れるなど検討いただきたい。

他県における学力向上対策では、児童生徒と教師による取組だけではなく、家庭・保護者を交えた取組に効果が得られている事例がある。本市においても、学校と家庭・保護者がさらに連携した取組が図られれば、学力向上の一助につながることも期待できるので検討いただきたい。

学校生活における児童生徒と教師の関わりの中では、自分に自信を持たせ、仲間と褒め合うことなどにより自尊心、自己肯定感が育まれている。全ての子どもの「生きる力」の育みには、個々の達成感を多くの者が共有することでより効果を生み出すことにつながる事が

期待できる。

学力向上対策をはじめとするそれぞれの課題に的を絞った取組を重点的に展開していくために、児童生徒と教師の関わりに家庭・保護者がさらに連携を深めた取組の実践に向けて検討いただきたい。

基本目標Ⅰにつきましては、以上の意見をいただいたところでございます。

次に、基本目標Ⅱ、生涯学習活動への主体的な実践力を育むに関する審議会の意見を申し上げます。

このページ、51ページの下の方、教育振興基本計画審議会からの意見の欄をご覧ください。

こちらを読み上げての説明とさせていただきます。

「生涯学習講座の受講者数」「講師派遣事業支援実施数」「生涯スポーツ活動者数」「スポーツ施設利用者数」の各指標の落ち込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことによるものであるが、コロナ禍においても市民一人一人に学習活動やスポーツの楽しさ、喜びを感じてもらうためには、ウイズコロナを想定した取組の工夫が必要である。ICTを有効に活用するなどの工夫により、学びを止めない取組に向けて検討いただきたい。

基本目標Ⅱについては以上のご意見をいただきました。

次に、基本目標Ⅲ、歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育むに関する審議会の意見を申し上げます。

52ページ下の方、教育振興基本計画審議会からの意見をご覧くださいと思います。

こちらを読み上げての説明とさせていただきます。

コロナ禍においても美術館をはじめとする文化芸術に触れる機会が拡充できるようICTを有効に活用するなどの工夫した取組に向けて検討いただきたい。

無形民俗文化財の継承と保存に係る少子高齢化の課題については、地域を超えた視点での取組に向けて検討いただきたい。

本市の特徴ある多くの文化財については、多くの市民が身近に感じることができるよう「文化財保存活用地域計画」の策定の中で引き続き検討いただきたい。

以上が基本目標Ⅲに対していただいた意見になります。

次に、53ページご覧くださいと思います。

審議会からいただきました総括的な意見になります。

読み上げての説明とさせていただきます。

教育振興基本計画に掲げた各施策の実施状況は、おおむね順調に進捗していますが、教育振興基本計画で設定した指標において、よい成

果が得られていないものについては、現状と課題を分析し、引き続き目標達成に向けてご努力をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことにより落ち込んだ指標については、ICTを有効に活用するなど、目標達成に向けた取組の工夫をお願いします。

基本目標Ⅰにおいては、幼児教育と小中学校の連携や学校と家庭が連携した全ての子どもの「生きる力」の育みの展開、基本目標Ⅱにおいては、学びを止めない活動の展開、基本目標Ⅲにおいては、文化芸術に触れる機会の拡充と地域の連携による文化財保存活用の展開に向けて、教育振興基本計画の着実な進捗に努めてください。

以上が員議会からの意見・答申となります。

これを踏まえまして、教育委員会として点検・評価の総括をすることになりますので、教育委員会の点検・評価の総括について読み上げて説明のほうをさせていただきます。

基本目標Ⅰにおいては、全ての子どもの生きる力となる資質・能力については、より丁寧に育むことが必要であり、特に夢や目標を持って取り組む態度の育成を意図したキャリア教育の充実、Q－Uのさらなる活用による人間関係を構築する力の育成、学力向上を目指した授業の質的な改善など、それぞれの課題に的を絞った取組を重点的に展開していくことが必要であると評価しました。

基本目標Ⅱにおいては、主体的な学習活動やスポーツ活動に取り組むためには、まずは市民一人一人に学習活動やスポーツの楽しさ、喜びを感じてもらうことが重要であり、そのような視点に立ってさらに取組の効果が高められるよう、生涯学習・スポーツの事業体系の点検や見直しを図っていく必要があると評価しました。

基本目標Ⅲにおいては、さらに市民の文化・芸術への興味を喚起し、関心を高める取組が重要であり、子供の頃から文化・芸術を身近に感じることができるような視点からも、それぞれの事業を進めていく必要があると評価しました。

教育振興基本計画審議会からの意見（答申）を踏まえ、教育振興基本計画で設定した指標においてよい成果が得られていないものについては、現状と課題を分析し、目標達成に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことにより落ち込んだ指標については、ICTを有効に活用するなどの取組の工夫を検討する必要があると評価しました。さらに、基本目標Ⅰにおいては、幼児教育と小中学校の連携や学校と家庭が連携した全ての子どもの「生きる力」の育みの展開、基本目標Ⅱにおいては、学びを止めない活動の展開、基本目標Ⅲにおいては、文化芸術に触れる

機会の拡充と地域の連携による文化財保存活用の展開に向けて取り組んでいく必要があると評価しました。

令和2年度における点検・評価において見えてきた成果と課題を基に、引き続き教育振興基本計画の進捗状況を管理し、より効果的な事務事業の推進を図ることにより、市民の信頼に応える教育振興に努めてまいります。

以上のように総括いたしました。ご審議のほうをよろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から審議会委員からの意見、それから総括を中心に説明していただきました。

この部分でどこからも構いませんので、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

高橋委員

高橋です。13ページの最後の総括の部分と、その前にも出てきたんですが、全ての子どもの「生きる力」の育みの展開、下から6行目ぐらいのところと、それから、基本目標Ⅱにおける学びを止めない活動とありますが、まさにそのとおりで、これを推進していくことは大事だなと感じているんですが、全ての子どもの「生きる力」に限定せず、大人と、特に高齢者の生きる力を育てほしいというのが実際感じるところなので、この構想について書かれていることはこれで十分いいんですけれども、この内容について、生きる力は、今、大人や高齢者のほうもちょっと弱っている感じもありますので、ぜひそこを強めていくように考えてほしいと思います。

そして、学びを止めない活動というふうに言われているのは、すごくいいなと思うんですが、このコロナのときのような、昨年のことを考えると、いろいろなところで公民館活動が止まったり、学校もお休みをしたりとか、ストップしてしまったんだけど、企業の経営を考えると、やっぱりビジネスをずっと継続するプランというのは、企業はちゃんと考えなければいけないと今言われているので、まさに教育委員会もそういったビジネスのコンティニュープランというのかな、そういったものを、ビジネスではないけれども、そのときの何か起こったときにも、そのとき何をすべきかということを考えて、止めない、活動を止めない、例えば、何々教室というのはお休みになっても、その分何か違うことでやることはあるのではないかと思います、そういった考え方を取り入れてほしいと思ったので、ちょっとお願いというか、感想になります。よろしくお願いします。

教育長

ご意見というか、感想を含み、ご意見も含めてということで。よろしいですか。何か事務局から今の内容について、いいですか。ご意見

ということで承っておきます。

ほかにごいませんか。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特にご異議等がないということですので、議案の第24号令和2年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価については、このとおり可決することといたします。ありがとうございます。

教育総務課長、この後、これどうなるかというのは説明したほうがいいと思いますのでお願いします。

教育総務課長

点検・評価につきましてご審議ありがとうございました。

今後、議会のほうにこれを報告いたしまして、市民の方にも公表するというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。そのような形になっていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で審議事項のほうは終わりたいと思います。

8 協議事項

協議第3号 喜多方市新山都公民館整備基本計画（案）について

教育長

続いて、8番の協議事項に移ります。

協議事項は2つあるわけなんですけど、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、内容に入ります。

まず最初に、協議第3号として喜多方市新山都公民館整備基本計画の案についてであります。説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、協議の第3号になりますが、喜多方市新山都公民館基本構想（案）についてご説明申し上げますので、別冊の基本構想（案）をご覧くださいと思います。

まず、2ページをご覧くださいと思います。

新山都公民館の整備についてでありますけど、現山都公民館、山都開発センターにつきましては、築47年が経過しており、老朽化が進んでいるほか、平成30年度に実施いたしました耐震診断では、判定がCとなっており、大震災の際は倒壊する危険性が高いとされております。

本構想につきましては、現山都公民館、山都開発センターが抱える種々の問題点を整理いたしまして、新山都公民館整備の基本的な考え方及び方向性を示したものになりますが、これまで市民懇談会を計4回開催いたしまして、懇談会からの提言を受け、基本構想（案）を策

定したところでございます。

(1)の既存施設の概要につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

3ページをお開き願います。

(2)の既存施設の問題点についてであります、耐震性等の問題、老朽化等の問題、利便性の問題、バリアフリー等の問題と多岐にわたり、様々な問題がございます。

(3)の整備の必要性につきましては、これらの問題につきまして、建物の構造に起因する部分が多く、抜本的な解決をするためには、新たな公民館の整備が必要であり、地域のコミュニティの場として早急な整備が必要と考えております。

4ページをご覧いただきたいと思いますが、次に、新山都公民館の基本理念ということでございますが、新山都公民館建設に当たりまして、基本理念を作成いたしまして、これに基づき公民館整備を図っていききたいと考えてございます。

まず、基本理念の1つ目といたしまして、郷土の歴史や文化を学び、住民の自主的な学習活動を支援する生涯学習の拠点をめざします。

2つ目が、住みよい地域社会を生み出し、その輪を広げていくことが出来る人材を育成する拠点をめざします。

3つ目が、だれもが気軽に立ち寄ってみたいくなる明るく、ぬくもりのある雰囲気を持ち、住民に親しまれる拠点をめざします。

以上の3つが新山都公民館の基本理念といたしました。

(2)の公民館の機能につきましては、基本理念を基に、より具体的に示したのになります、まず、アといたしまして、生涯学習活動を推進するため、様々な交流を育み、身近な生涯学習、自主的な生涯学習活動を支援する公民館といたします。

イといたしまして、山都の歴史を後世に伝えるため、伝統と文化を伝える公民館といたします。

ウといたしまして、バリアフリーやユニバーサルデザインを活用しただれもが利用しやすい公民館といたします。

エといたしまして、コミュニティ機能を持たせ、多くの人が気軽に来られるよう、世代を超えた地域づくりを目指す公民館といたします。

5ページをお開き願いたいと思いますが、オといたしまして、山都総合支所などの周辺公共施設と連携した公民館とします。

カといたしまして、耐震性を備えまして、震災時などの不測の事態においても機能を遂行できる公民館といたします。

キといたしまして、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活

用等、環境負荷の低減に配慮した公民館といたします。

次に、機能についてであります。基本理念に基づきまして、山都公民館に導入する機能を以下のとおりといたしましたが、まず、市民のための利用機能といたしまして、全面的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインを図るとともに、プライバシーに配慮した整備を図ります。また、コミュニティ機能や公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を図ります。

次に、執務機能といたしまして、事務効率に配慮した多様な変化にも柔軟に対応できる執務スペースの整備を図るとともに、会議室、図書室、多目的ホールなど必要な部屋を適切に配置いたします。

次に、安全・安心を備えた機能といたしましては、耐震性を備えた災害に強い建築構造といたしまして、体育館の既存施設を併用し、災害時の応急にも対応できるスペースなどの整備を図ります。

また、突発的な停電に対応できるよう、発電設備などの非常用電源設備の整備を図るとともに、防火、防犯対策といたしまして適切なセキュリティ機能の整備を図りたい。

次に、環境に配慮した機能といたしまして、緑化、自然光、自然風などの確保、自然環境の利用による負荷の軽減を配慮した整備を図るとしたいと。

6 ページをお開き願いたいと思いますが、また、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用及びLED照明器具の採用など、省エネルギーに配慮した整備を図るとともに、耐久性に優れた建築素材の工法や活用及びメンテナンスが安易な設備器具やシステムの採用など、長寿命化に配慮した整備を図ります。

さらに、ぬくもりのある地域の人々に親しまれる公民館になるよう、喜多方市木材利用推進方針等に基づいた木材の活用を図ります。

次に、公民館の位置についてであります。建設予定地につきましては、現在の山都総合支所、保健センター、広域消防山都分署などと連絡が取りやすい総合支所付近に整備をいたします。

次に、敷地面積等でございますが、新山都公民館建築の延べ床面積につきましては、事務室、調理室、図書室などを備えた合計で680平米といたします。また、駐車場につきましても、高齢者や障害者などにも利用しやすいおもしろい駐車を整備いたします。

次に、事業費及び財源でございますが、総事業費は、施設の建築工事のほか外構工事がございまして、合計で約5億2,000万円ほどとなります。この財源につきましては、合併特例債などを有効に活用してまいりたいと思っております。

次に、整備のスケジュールでございますが、7 ページをご覧ください。

きたいと思いますが、今後のスケジュールといたしまして、令和3年度に基本構想、基本計画を策定いたしまして、その後、令和4年度に設計業務委託、建設工事の順に進めまして、令和5年度内の完成を目途としてございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明ありましたが、ご異議等、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

5ページの下の機能のところの(3)ですが、既存施設を併用して災害時の応急に対応できるスペースなどの整備と書いてありますが、ここにちょっと質問ですが、質問というか疑問なんです、3ページの上のほうには、避難場所となっているが、施設の損壊などにより避難場所の機能が失われる恐れがあると書いてあるのですがちょっとそういう恐れがあるけれども、非常の際には使うということでしょうか。それが一つです。

もう一つ質問は、古いほうの公民館の建物はいずれ取り壊す予定とこのうがあるんでしょうか。

以上2つ。

生涯学習課長

この機能の部分で、安心・安全を備えた機能ということで、既存施設を併用しということでございますが、こちらにつきましては、現在の体育館につきましては、有効に活用したいと考えてございます。まだその体育館と連絡通路で結ぶか、結ばないかについてはまだ実施設計の段階で決めていきたいと思いますが、その中で有効な、例えば避難したときにスペース等が確保できれば確保していきたいという考えでございます。

それと、取り壊しにつきましては、現在の既存の施設を、新山都公民館を整備した後、取り壊しということで、令和7年度に予定してございます。そちらを取り壊して、現在のところは、その空き地については駐車場というふうに活用するような考えでございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

では、この5ページの(3)の既存施設というのは、使うのは体育館ということですね。(「はい」の声あり)

それでまた質問なんです、新しい公民館は会議室が1つだと思っておりますけれども、会議室って書いてあるけど1つですよね。(「はい」の声あり)それで、今の公民館で一般の人や公民館講座でいつも使える部屋というのが3つあるんですね。1階和室と2階会議室、それから3階のホールというのがありまして、それ3つ使って公民館の講座や地域の人自主講座というので時々バッチェングするときもあつ

て取り合いになるいもとあってという、そういう状態でやっているんですが、今度会議室1つになってしまって、古いほうの公民館は取り壊すということだと、その分、周りの施設、学校とか保健センターとか支所、支所にそういう部屋あったかどうかちょっとあれですが、保健センターもちょっと借りようと思うといろいろ大変なので借りられない状態が続いているんですが、その辺もちょっとフォローしておかないと、地域の人から見ると、もう自分たちが使う場所がなくなってしまうという、何かちょっとそんな感じというか、に感じてしまうので、少しフォローが必要かなと思いました。

以上です。

生涯学習課長

会議室等々につきましても、市民懇談会の中でいろいろと意見等を出させていただきました。会議室のほかに多目的ホールという形で整備させていただきます。その中でも多目的ホールを仕切った形で利用できるような形で整備したいという案もございまして、この懇談会、先ほども申し上げましたが、懇談会の中で旧喜多方市内になりますが、既存の公民館を見て、イメージがつかないので、見てみたいという委員の皆様からございまして、上三宮公民館、岩月公民館、慶徳公民館、この3施設を確認して、この大きさだったらいいだろうということで、この680平米というのは、上三宮公民館が約600平米なんですね。そのほかに80平米、図書館の部分を広くしたいというご意見もございましたので、既存の旧喜多方市内の公民館の中では一番大きな面積になります。同じ面積としては豊川の公民館が約670平米ということで、それよりも10平米多いということで、その会議室の機能についても様々な方々が利用されるので、それらに対応した間仕切りだったり、そういうのをできるような形で、多くの団体、市民の方が利用できるようなものにしたいと考えてございます。

あと、今の保健センターのほうにもホールがございまして、あのホールと同じぐらいの大きさのホールをつくるような形でございます。（「あれよりでかい」の声あり）ああ、あれよりでかい、はい。

保健センターの1.5倍のホールを整備します。

教育長

よろしいですか。680平米なので、かなり大きな建物かなと思います。

ほかにございましたら。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特にご異議等ないということでありますので、この件についてはこの程度といたします。

協議第4号 生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）について

教育長

続いて、協議の第4、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてを取り上げますので、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

続きまして、協議の4号になりますが、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてご説明申し上げますので、別冊の方針（案）をご覧くださいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

この方針の基になるのが、喜多方市総合計画でありまして、これを受けまして、教育委員会でも市の総合計画に基づき教育の振興策に取り組んでいるところでございます。

今年度、市の総合計画及び教育振興基本計画の見直しの年となっております、現在進行形でございますが、この生涯学習・生涯スポーツ分野における中期的な施策方針につきましても、教育振興基本計画の見直しに合わせて修正等を行っております。

この中期的な方針でございますが、市民の生涯学習活動への主体的な実践力を育むために、生涯学習・生涯スポーツ分野におけます施策の方針と重点的に取り組む内容を中期的な視点で示しておりまして、教育基本計画に掲げる「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」という基本理念雄「人づくり」を具現化するために策定してございます。

先ほど、議案の第24号のほうでも説明させていただきましたが、毎年実施しております点検・評価の報告を踏まえまして、社会教育委員の方々の意見を取り入れ、毎年ローリング方式による見直しを行っておりまして、今回、この方針のほうで朱書きで訂正してございますが、そちらが前回の令和2年度の内容に修正等を図ったものとなっております。

下の表がございまして、こちらの方針が体系図ということで示しておりまして、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページが教育振興基本計画の体系図ということで、中ほどの青い枠で囲っている基本目標Ⅱ、3つの施策目標達成するために中期的な施策推進の方針を定めているということでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。2の目標を達成するための取組の方向性ということでございますが、教育基本計画の基本目標Ⅱで生涯学習への主体的な実践力を掲げ、「だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境を整え、生涯にわたり郷土に誇りを持ち主体的に活動できる人材を育成するため」3つの施策目標を設定いたしまして取組を展開してございます。

また、基本目標ごとにそれぞれの取組について方向性を示すことで、今回の施策方針としておりまして、今後、各事業においては新型コロナウイルス感染症対策を講じて行っていきたいと考えてございます。

取組の方向性検討のための共通の視点ということでございますが、「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」という基本理念の具現化のため、基本目標Ⅱ「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」を定めまして、基本目標を実現するため3つの施策目標を設定し、それぞれ施策目標ごとに重点事業を定めて事業を実施しているところでございます。

今後におきましても、基本目標や施策目標を達成するため、事業の在り方や事業間の連携などについて、よりよいものにするという視点に立って実施事業の進捗状況や達成状況について検証を行い、取組の方向を検討していきたいと考えてございます。

また、本市の現状や課題を踏まえまして、今後の生涯学習・生涯スポーツ施策に必要となる視点を整理いたしまして、その視点を軸に目標達成の方向性を検討して、反映していきたいと思っております。

すみません、別紙用意させていただきました、別紙のA4判の横の資料をご覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては、総合計画や教育基本計画に基づき、生涯学習・スポーツ分野で取り組むべきテーマを掲げまして、必要となる視点を整理したものになりますが、今年度新たにに取り組むべきテーマとしたのは、ナンバー4の「協働・地域コミュニティ」「全ての子どもの生きる力を育む」になりますが、取組の方向性につきましては、地域、家庭、学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、活動に参画する地域住民の生きがいづくりや活動を通した地域コミュニティの活性化にもつながることから、地域と学校が相互に関わり合う「地域学校協働活動」を推進するという項目を新たに追加したところでございます。

方針案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

次に、4ページをお願いしたいと思いますが、各施策目標についてありますが、まず、施策目標の①といたしまして、「学びを通じた心豊かな人材の育成」に関する取組の方向性につきましては、子供から高齢者まで、生涯にわたりまして学習し、活躍できる機会の場を提供し、心豊かな人材育成を目指す取組については、次のような方向性をもって推進することといたしました。

取組の方向性のポイントということで、アの人づくりの指針、それと、その下、イの各種団体の育成と活動への支援、一番下のオの図書

館活動につきましては、朱書きの部分について訂正させていただきました。

それと、ウの効果的な生涯学習の提供及び、5 ページになりますが、カの社会教育施設の整備につきましては、取組の方向性としましては前年同様でございます。

4 ページのエの生涯学習の機会と場の提供につきましては、内容の文言を修正いたしまして、「自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、ライフステージに合わせた生涯学習機会を充実させるとともに、新しい学習機会の創出などや地域課題に対応しながら、公民館等による生涯学習の機会と場を提供します」という形で修正させていただきました。

次に、5 ページお願いしたいと思いますが、個別事業ごと現状、方向性ということで、5 ページのアの人づくりの指針の活用から、飛びまして、9 ページのカ、社会教育施設の整備までにつきましては、朱書きの部分を訂正させていただいたところでございます。

次が、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページにつきましては、施策の目標の②ということで、スポーツに親しめる機会の拡充に関する取組の方向性ということで、誰もが年齢や体力・技術、趣味や目的に応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しめる機会を提供する取組について、次のような方向性をもって推進していくといたしました。

取組の方向性ということでございますが、まず…。

教育長

生涯学習課長、事前配布しておりますので、ポイントを絞った説明をお願いします。すみません。

生涯学習課長

ポイントについては、朱書きの部分について訂正したところでございます。

11ページ、スポーツに参加できる機会の提供から、16ページのキの学校施設の開放までについても、朱書きの部分を訂正したというところでございます。

それと、18ページについては、施策目標の③ということで、こちらについては、家庭・地域社会との連携を図り、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成を目指す取組ということで、朱書きの部分を訂正したものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

今説明あったように、簡単に言うと市の総合計画、それから教育委員会で定める教育振興基本計画等に基づきながら、この生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進についても見直しを図って、よりいい形で今後進めるようにまとめたということではありますが、ここ

- について、委員の皆様方からご意見、ご質問あればお願いいたします。
- 荒明委員 質問ですが、5ページの下から、赤いところで、ちょっと細かいところすみませんが、「また、指針推進委員会委員等の意見を参考に」という、これからのことを書かれているんですが、私ちょっとよく分からないので、この人づくりの指針の推進委員会というのがあったんでしょうか。
- 生涯学習課長 この人づくり推進の部分に関して、推進委員という組織がございまして、今年度1回開催いたしました。その推進委員の方々から、この人づくりの指針の事業内容や今後どういうふうに展開していくかということで、いろいろ意見をいただいているというものでございます。
- 教育長 ここで初めて指針推進委員会委員って出てくるので、もしあれのときには、ここに、前つけて、人づくりという言葉をつけたほうが分かりやすいかなと、この部分については、そんなふうに思います。荒明委員、どうですか。
- 荒明委員 はい、できたということなんですね。（「はい」の声あり）はい、分かりました。
- すみません、7ページのほうよろしいですか。
- 7ページの下から4行の赤いところで、「公民館では地域の特性を活かし、保護者同士の交流の場の提供など」と書かれてあります。現在、本当に地域コミュニティの活性化というのは課題になってきているので、本当に少子高齢化の問題とともに地域全体ね、人口が少なくなってきた、若衆会とか、それから婦人会とか、本当に何ていうか、横のつながりというのが希薄になってきているので、こういう保護者同士の交流の場の提供なんて書いてあったので、ああすごいなと思ったんですが、具体的にちょっと案はあるんですか。ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。
- 生涯学習課長 先ほど、すみません、資料の中で詳しく説明すればよかったんですが、別紙のA4の方向性の検討ということで、ナンバー1の子育て支援ということでございまして、こちらについて保護者同士の交流の場の提供、あるいは、家庭教育に関する学習機会の提供などという形で、保護者同士が交流の場を設けているいろいろな連携ができるようにしたいということでございます。
- 荒明委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 後ろのほうに行っていていいですか。（「いいです」の声あり）
- 18ページの施策目標③「郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成」に関する取組の方向性についてなんですが、具体的に全部一応目を通して見たんですが、郷土を誇り自己啓発という言葉に関する文言がち

よっと見当たらなかったんですけど、具体的に言えば、この内容で、どこで郷土を誇り自己啓発できる青少年育てるのって聞かれたときに、ちょっと弱いかななんて私思ったもんですから、じゃあどうしたらいいんだろうと言われると、ちょっと困るところはありますが、例えば、今回の重点としては、地域全体でというのがメインになってきていますよね。ですから、やはり子供たちを育てたり、地域のよさ、郷土を知ることと誇るという、そういう流れにはなると思いますので、今回、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域住民の生きがいつくりや地域の活性化を図るためという方向に、ちょっと動きが見られるので、それだけではやっぱりこの目標の③には迫れないと思うので、そこのところにせめて地域の特色を生かした体験活動とか、地域の歴史とか偉人の足跡を知る、そういう活動というのかな、そういう文言がないと、この目標にどうやって迫っていくのかなということをちょっと私は疑問に思ったもんですから、何か地域住民の生きがいつくりのほうに行っちゃったらちょっと方向がずれるかなと思いました。感想です。

教育長

どうですか。

生涯学習課長

ご意見ありがとうございます。

委員おっしゃったような形で、地域の歴史や地域全体で支えていくという部分がちょっと見えづらいと思いますので、その辺を再度整理するような形でしたいと思います。

教育長

よろしいですか。

この施策目標③の文言に合致するような、合致するというか、合致している部分は皆合致はしているんだけど、この文言に直接関わるような事業なり、活動なりというのを明らかにした中で取り組んでいったほうがいいかなとも思いますね。

その辺でちょっと検討してみてください。よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

すみません、先ほど、点検・評価のほうで申し上げたこととちょっとダブりますが、学びを止めない活動ということがとても響く言葉だと思うので、そのことについても少し示していただければなと感じました。お願いいたします。

教育長

よろしいですか。

生涯学習課長

ありがとうございます。

その学びを止めないというものが最も重要でございますので、その部分についても整理させていただきたいと思います。

教育長

ほかにございますでしょうか。

では、すみません、12時になってしまいましたので、ちょっとだけ

時間延長させてください。

あと、この内容等について、もしほかに意見あれば、後ほどまた何らかの形でお聞かせ願いたいと思うのでよろしくお願いいたします。
では、協議の第4号についてはこの程度とします。

9 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

9番のその他であります、(1) 教育長及び各委員からとあるんですが、私のほうからは、先ほど予算の中であった小規模特認校の部分で、議会のほうにも内容も知らせましたし、もう応募要項も今作成中でありますので、早めに応募要項を作って配布して、募集したいと、そんなふうで。来年度の4月1日から上三宮小学校小規模特認校ということで出発するということでもありますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

委員の皆様方から何かありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

(2) 事務局から

教育長

では、(2) 番、事務局からで何かありましたらお願いします。
特にないですか。
では、9番、その他はこの程度とします。

10 連絡事項

(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程(案)等について

教育長

10番、連絡事項で(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程(案)等についてということで、説明お願いいたします。

教育総務課長

26ページお開き願います。

令和3年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりでございます、10月の定例会でお示した日時から変更のほうはございません。

以上でございます。

教育長

では、会議の日程、26ページにあるとおりでございますので、ご予定のほうよろしくお願いいたします。

教育長

以上で連絡事項終わりたいと思うのですが、最後に何か言い残したり、連絡しなければいけない点等ありましたらお願いします。

よろしいですか、事務局からもよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、これをもちまして、本日の11月教育委員会定例会のほうを閉じたいと思います。時間少々オーバーしましたが、ありがとうございました。

閉会時刻、午後0時05分とします。

お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

二番委員 大 森 佳 彦

三番委員 遠 藤 一 幸

四番委員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲